豊中市介護保険事業者等指導実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市介護保険事業者等指導及び監査実施要綱第3条第5項に規定する指導方法等を定めることを目的とする。

(対象及び実施方法)

第2条 集団指導及び運営指導の対象並びに実施方法については、次のとおりとする。

1 集団指導

(1) 対象

原則として、毎年度の4月1日現在指定又は許可(以下「指定等」という。)を受けているすべての介護保険施設等を対象とする。

ただし、保険医療機関等において、法第71条の規定により事業者の指定があった とみなされた事業者については、その内容を関係団体等を通じて情報提供すること をもって集団指導に代える。

(2) 実施方法

- ア 集団指導は、指導の対象となる介護保険施設等を一定の場所に招集して講習等の 方法により行う。なお、オンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等。 以下同じ。)の活用による動画の配信等によることができるものとする。
- イ 招集に際しては、あらかじめ実施日時、場所、指導内容等を定めた上で、原則として実施日の2月前までにサービス事業者等に文書により通知する。オンライン等を活用して実施する場合は、上記に関わらずあらかじめ資料の確認期限を定めて通知するものとする。
- ウ 指導内容は、介護保険法その他省令、告示、通知及び関係法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等とし、その他必要に応じて適宜追加することができるものとする。

2 運営指導

(1) 対象の選定方法等

一般指導、随時指導、合同指導の形態ごとに対象事業者を選定して実施する。

ア 一般指導

- (ア)介護保険施設等の中から市長が対象事業者を選定し、計画的に実施する。
- (イ) その他、市長が特に一般指導が必要と認める介護保険施設等を対象に実施する。

イ 随時指導

次のいずれかに該当する場合で、特に緊急性の高いものを優先して実施する。な お、実施の決定については、市長がこれを行う。

(ア) 高齢者虐待との関連が疑われる介護保険施設等のうち、運営指導が必要と認めら

れるもの

(イ) その他事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要があり、運営 指導が必要と認められるもの

ウ 合同指導

次のいずれかに該当する場合に適宜実施する。なお、実施の決定については都道 府県又は他市町村との協議の上、市長がこれを行う。

- (ア)複数の都道府県及び市町村で指定等を受けている介護保険施設等のうち、特に、 都道府県又は他市町村と合同で行うことが必要と認められるもの
- (イ) その他、介護保険施設等のうち、特に、合同指導が必要と認められるもの

(2) 実施方法

ア 運営指導の実施に際しては、あらかじめ運営指導の根拠規定及び目的、運営指導の日時及び場所、指導担当者、介護保険施設等の出席者及び準備すべき書類等を「運営指導実施通知」(以下「指導実施通知」という。)により、当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に指導実施通知により通知するものとする。

- イ 運営指導の実施に当たって、当該介護保険施設等から事前に書類等の提出を求め る必要がある場合は、指導実施通知において当該書類等の提出を求めることを付記 するものとする。
- ウ 運営指導は、原則として2名以上の職員で行う。
- エ 運営指導の時間は、原則として、あらかじめ通知した実施時間を超えないものとするが、運営指導の進捗状況により、通知した実施時間を超過することが予想される場合は、当該介護保険施設等の同意を得て、実施時間を延長することができる。なお、実施時間の延長の同意が得られないときは、運営指導を中断し、その日以降において市長が定める日に、運営指導を再開するものとする。
- オ 運営指導は、原則実地において、当該介護保険施設等から事前若しくは当日に提 出を受け又は閲覧に供された書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。施設・設 備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容の確認につ いては、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができ るものとする。

また、指定等の基準に違反する若しくは介護給付等対象サービス等の内容又は介護報酬等の請求について過誤等(以下「指定等の基準に違反する事実等」という。)が確認された場合あるいはその疑いがある場合等で必要なときは、当該介護保険施設等の同意を得て、当該事実を確認する書類等の写しの提出を求めることができる。

- カ 運営指導担当者は、運営指導終了後に当日の指導内容等について必要に応じて「運営指導メモ」を作成し、関係者に講評を行う。
- キ 運営指導終了後において、指定等の基準に違反する事実等について、当該介護保 険施設等から報告又は説明を求める場合にあっては、日時を定めて、管理者等の出 頭を求めることができる。
- ク 運営指導終了後、運営指導担当者は「運営指導結果報告書」を作成し、市長に報告するものとする。

(運営指導の結果通知等)

- 第3条 運営指導の結果については、「運営指導の結果について」(以下「指導結果通知」という。)により、当該介護保険施設等に対して、通知する。
- 2 運営指導の結果、改善を要する事項が見受けられる場合は、前項の指導結果通知において、改善を要する事項等を明示し、市長の定める日までに「運営指導改善報告書」(以下「指導改善報告書」という。)の提出により、改善状況を報告させるものとする。

(関係行政機関等との連携)

- 第4条 運営指導に際しては、関係行政機関等と連携を図り実施するものとし、必要に応じて情報交換等を行うものとする。
- 2 運営指導終了後において必要がある場合は、指導結果通知及び指導改善報告書の内容について、関係行政機関等に情報提供を行うことができるものとする。

(介護報酬に係る自主点検の指導等)

- 第5条 運営指導において、介護給付等対象サービス等の内容又は介護報酬等について過誤が確認されたときは、当該介護保険施設等に対し、当該事例のほか、すべての事例に関して自主的に点検(以下「自主点検」という。)させるとともに、当該自主点検の結果過誤が確認されたときは、当該過誤に係る介護報酬等の調整(以下「過誤調整」という。)を行うよう指導するものとする。
- 2 前項の指導は、第3条に規定する指導結果通知において行う。併せて、前項の自主点検 の結果及び過誤調整の額等を、指導改善報告書の提出により報告させるものとする。 (監査への変更等)
- 第6条 運営指導を実施している中で、次のいずれかに該当する場合は、運営指導を中止し、 別に定めるところにより、直ちに監査を実施することができるものとする。
 - (1) 利用者に対して、虐待(適切な手続きを踏まない身体的拘束を含む。)を行ったと 判断される場合又は疑われる場合
 - (2) 指定基準への著しい違反が確認され、利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼ すおそれがあると判断した場合
 - (3) 介護報酬の請求に関する過誤が確認され、その内容が不正又は著しく不当なものであると認められる場合若しくは疑われる場合
 - (4) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認め

られる場合

- 2 第3条第2項に規定する市長の定める日を経過したにもかかわらず、当該介護保険施設 等が、正当な理由なく改善を行わない場合又は改善に係る報告を行わない場合は、別に定 めるところにより、速やかに監査を実施するものとする。
- 3 第3条第2項に規定する市長の定める日(当該介護保険施設等と市町村との間で返還期日等について、別に定めた場合は、その期日)を経過したにもかかわらず、当該介護保険施設等が、正当な理由なく過誤調整を行わない場合は、別に定めるところにより、速やかに監査を実施するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、指導に関し必要な事項は別に定める。

附則

- この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。 附 則
- この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。 附 則
- この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。 附 則
- この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。 附 則
- この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。 附 則
- この要領は、令和3年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、令和4年5月1日から実施する。